

屋久島町口永良部島新岳噴火災害義援金募集要綱

社会福祉法人鹿児島県共同募金会

1 趣旨

屋久島町口永良部島の新岳が爆発的噴火をしたことにより、島民全員が島外へ避難する事態となりました。今後、避難が長期化することが懸念されることから、島民の方々を支援するため、義援金を募集します。

2 名称

屋久島町口永良部島新岳噴火災害義援金

3 受付期間

平成27年6月3日(水)から平成27年12月25日(金)まで

4 義援金の募集方法

(1) 義援金受入口座(専用口座)

金融機関名	支店名	口座番号	名 義
鹿児島銀行	県庁支店	(普)3014786	福)鹿児島県共同募金会
南日本銀行	県庁支店	(普)1142855	福)鹿児島県共同募金会
ゆうちょ銀行	00950-7-235456		鹿児島県共同募金会 噴火災害義援金

※各金融機関の振込用紙を利用すること。

◎鹿児島銀行及び南日本銀行の各本支店間の振り込み、全国のゆうちょ銀行間の振り込みについては、窓口での振込手数料は無料扱いとなります。

◎鹿児島銀行については、全国地方銀行協会加盟の銀行からの振込手数料が無料となります。

◎南日本銀行については、第二地方銀行協会加盟の銀行からの振込手数料が無料となります。

◎ATM及びインターネットバンキングを利用しての振り込については、振込手数料がかかります。

(2) 現金書留(受付期間中は料金免除となります。)

宛先 〒890-8517

鹿児島市鴨池新町1-7 社会福祉センター内

社会福祉法人 鹿児島県共同募金会

※宛名のところに「救助用」と明記の上、送金ください。

5 使途(配分)

集まった義援金については、鹿児島県、日本赤十字社鹿児島支部、鹿児島県共同募金会等で構成された義援金配分委員会で決定し、屋久島町を通じて被災者へ配分する予定です。

6 義援金の課税上の取扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当し、税の控除対象となります。

※ 税の軽減を受けるためには、義援金の領収書又は義援金の振り込み書の控え、義援金募集要綱の写しの添付など所定の手続きが必要です。

7 領収書の発行

寄付者が義援金について税制上の優遇措置（所得税、法人税）を希望される場合は、別紙「領収書希望者名簿」により必要事項を記入のうえ本会へ送付ください。後日、領収書を発行します。

8 その他

災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

9 問合せ先

社会福祉法人 鹿児島県共同募金会

〒890-8517

鹿児島市鴨池新町1番7号 県社会福祉センター2階

TEL 099-257-3750

FAX 099-259-4068

E-mail akaihane@po.minc.ne.jp